

議会運営委員会

令和2年3月5日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	小城 世督	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	乾 善亮	総 務 部 長	面卷 昭男
-------	------	---------	-------

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員 奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、奥村委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

急遽、議会運営委員会を開催させていただくことになりました。

本日は、お手元のレジメに記載しておりますとおり、（1）議場等の新型コロナウイルス感染症防止対策についてご協議いただきたいと思います。

副町長と総務部長にご出席いただいておりますので、①職員の職場における感染症防止対策の徹底について、ご説明ください。 面巻総務部長。

総務部長

本日は、嶋田委員長様をはじめ、委員の皆様には、議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

（1）職員の職場における感染症防止対策についてでございます。

役場における来庁者、他職員への新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、令和2年3月3日から当分の間、職員にあっては、勤務時間中にマスクの着用を徹底してまいりたいと考えております。つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年第1回斑鳩町議会定例会において、理事者は発言させていただく場合も含めまして、マスクの着用をお願いしたいと考えております。新型コロナウイルス感染拡大防止のための特例的な措置でございますことから、なにとぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたが、これに関連して、議長から議会運営委員会に相談があるとお聞きしております。 坂口議長。

議長

ただいまの配布されておりますレジメの中にも書いてございますけれど

も、②の町議会議員の感染症防止対策について、③の傍聴者の感染防止対策についてでございますけれども、本日の議会運営委員会の方であわせてご協議いただきたいと思いますと思っております。また、ただいま総務部長から説明がありました①の職員の職場における感染症防止対策の徹底についてと関連いたしますので、あわせて説明させていただきたいと思っております。

詳しくは事務局から説明させますので、よろしくお願いいたします。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 おはようございます。それでは（２）議員の感染症防止対策についてです。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会議、委員会における議員のみなさま方の感染症防止対策につきましても、この際、ご協議いただければと考えております。なお、町から必要に応じて議員のみなさまにマスクを提供いただけるとお聞きしております。議会事務局については、議長の指示に従うこととしておりますので、申し添えます。

次に、（３）傍聴者の感染症防止対策についてです。他の公共施設と同様に、３階階段踊り場に今日のレジメの２枚目につけております、別紙の内容でございますが、こちらを掲示しております。アルコール消毒液を設置し、手指消毒を促しております。また、手洗いや咳エチケットの徹底を呼びかけるとともに、適切な環境保持のため、こまめな喚気を実施する旨、掲示を行っております。傍聴者と議員のみなさま、職員の健康と安全を考慮したものでございますので、議長、各委員長におかれましては、ご配慮いただければと存じます。

これら、議員の感染症防止対策と、傍聴者の感染症防止対策についても、あわせてご協議いただきたく、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。以上です。

委員長 ただいま、①職員の職場における感染症防止対策の徹底について、②町議会議員の感染症防止対策について、③傍聴者の感染症防止対策について、説明がありましたが、この取扱いについて、委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

まず、職員の職場における感染症防止対策の徹底についてから始めましょうか。ご意見がありましたらどうぞ。木澤委員。

木澤委員 特に議場の中でマスクの着用についての規定等はありませんので、今回そういうふうに感染防止対策で職員の皆さんがマスク着用して、さらに発言の際もマスクを着用するということについて、別に妨げるものではないと思いますので、そのように対応していただければいいと思いますけども。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 私のほうから。総務部長、発言のときマスクをして発言してもご容赦願いたいということなんですけども、これはマスクをして発言するというのは義務なんですか、それともそういう方もいらっしゃる、マスクを外して発言される方もいらっしゃる、そのどちらでもいいという意味でおっしゃったんですか。全員がマスクをつけて発言するということなんですか。 乾副町長。

副町長 全員がマスクを着用して、発言のときにもマスクを取らずに発言をさせていただくということでございます。

委員長 私の場合やったらマスクをして発言するとメガネが曇るから絶対マスクして発言はしません。職員にそういうことをお尋ねになったんですか。
乾副町長。

副町長 尋ねてはいませんが、もしその職員がコロナウイルスを持っていたら、仮にそういう想定をいたしますと、これ飛沫感染とかあるいは接触感染ということが感染経路として言われていますので、マスクをすることによって、その飛沫が飛ばないということがありますので、マスクを外しますと可能性としては飛んでしまうということがございますので、今回マスクをつけて発言をさせていただきたいというお願いをさせていただいてるところです。

委員長 飛沫感染、結局接触感染ですね、その場合、手についている、そしたら手袋をして議場に入られるんですか。手袋をして日常の住民さんと対応されるんですか。 面巻総務部長。

総務部長 そのあたりの手袋につきましては、今考えていないというか、いま取り組んでおらないところでございます。ただ、今回のコロナウイルスにつきましては、いわゆる無症状の中で感染された場合において、来庁者あるいは職員に広がるという観点からマスクの着用をお願いしております、発言につきましてもそういった観点の中からこの場でご相談をさせていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 他、委員皆さんどうですか。

基本的にマスクを外して発言をするというのは、ルールですね。そして議員である以上自分の発言に責任を持っていく、また明瞭に、その自分の意思を相手に伝えるという意味では、マスクをつけての発言というのは、僕は言語道断だと思っております。また、職員さんについても答弁するのに、マスクをつけて発言するというのは、ルール違反、言語道断だと思っております、私自身はね。ほんで、なんか理事者おっしゃっているのも結局世間の風潮に流されてみんなマスクしてはるから、職員もマスクして、こういうふうに斑鳩町は対策を講じてんねんというふうな感じに捉えられてもおかしくないような今回のことだと思いますんでね。そこらへんもちょっと考えて、皆さん発言、ご意見をお願いいたします。 木澤委員。

木澤委員 委員長、今マスクを外して発言するというのは、委員長の思いとしては、許されないという思いはあるかも知れませんが、ルールだとおっしゃいましたけども、先ほど私、発言しましたように、議場の中でマスクの着用有無に関する規定はないと理解しておりますので、ルールという発言をされた意図がちょっとよくわからないんですけども、その辺はどういう意味から。

委員長 ルールというかエチケットですね。去年かおとしにも委員会でマスク着用して発言された職員がおられましたけれども、私はマスクを取るように促

した覚えがあります。僕自身はそれはもうルールでありエチケット。回答の中でのルール、ほんでエチケットだとは思いますが。

木澤委員　　すみません、通常のエチケットの問題と、今回感染を防止するっていう観点から、そういう対応をされようとしてることについて、特段マスクをつけて発言することによって、何か支障が生じるのかという点については配慮等が必要かもしれませんが、特段そういうものがないということであれば、感染を防止するという点については、科学的に根拠もあることですので、私は理事者がそういうことをされることについては、特段それを止めるものではないと考えます。

委員長　　伴委員。

伴委員　　議事の進行で、今日は、あと全協、一般質問もあることですので、皆さんの意見を聞いていただいて、それで、もう決取っていただくというか、そんな感じで進めていただければと、ちょっと思います。

委員長　　他の委員さんどうですか。　奥村委員。

奥村委員　　理事者側が感染防止対策を徹底するという点で、おっしゃっているのならそうしていただいたらいいと思います。

委員長　　マスクをつける、そしてマスクをつけた状態で発言するのを許容するという意味ですか。

奥村委員　　はい。

委員長　　ほか。　齋藤委員。

齋藤委員　　同じようにマスクをつけて発言するという点、いいと思います。

委員長 他、もう同じ意見でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 伴委員。

伴委員 確かにこれに対する弊害というのはないとは言えない、確かに飛沫感染というのではありません、コロナウイルス自体の、マスクがどれだけ効果があるかということもわかりませんが、そういう形で進められるならそれはそれでですが、やはり発言等が聞こえにくいとか、そういう場合はその方に対してやはりちょっと聞こえにくいですが、ということになってきますんで、議事の進行に妨げないように、ということとは絶対に重々考えていただくということは必要、そしてまた議員は正直いって、私ちょっと喉を悪くしております、はっきり言ってマスクをして発言をするということになってくると、特に長時間発言をするということはちょっともう難しいというような形になりますんで、議員のほうは自由というように、こっちの話ですけれども、私自身は思います。

委員長 事務局のほう、マスクをされて発言されて会議録等作成する場合に、差し障りがあるかどうか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 マスクよりも、個人の声の高さ、大きさが大きく影響してくるものでございますので、特にマスクに関して問題はございません。以上でございます。

委員長 ただいま、委員さんのご意見をお聞きすると、マスクをすることを許容する、またマスクを着用して発言をすることは許容するというご意見が多かったようなので、そのようにさせていただきたいと思いますが、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長 　ただし、今、伴委員がおっしゃったように、聞こえにくい等ございましたら、議長なりまた委員長なりがマスクを外すように促すと、そういうことも考慮してマスクの着用しての発言を許可するということでよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 　それではそのようにさせていただきます。
そしたら、②町議会議員の感染症防止対策について、皆さんご意見お願いします。 木澤委員。

木澤委員 　すみません、先ほど議長、発言されたんですけども、もうひとつ意図がよくわからなかったんですが、これは議員皆もうマスクをしようという提案だということなんでしょうか。

委員長 　坂口議長。

議 長 　そういうことではありません。町職員の対応もあるので、議会としてもどう対応したらいいかを協議してほしいということをお願いしました。

委員長 　木澤委員。

木澤委員 　先ほど委員長も含め皆さん意見おっしゃる中で、それぞれ考え方も違いますので、そこはもう議員個々にお任せするという事でいいと思います。

委員長 　他にご意見ございませんか。

（ な し ）

委員長 　それでは、議会側のほうは個々に対応するということですね。個々に対応するということは、マスクを着用しても許可する、マスクを着用のうえでの発言も許可するという事でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。 坂口議長。

議長 今のあれですけども、とりあえずあくまでもこのウイルス対策の観点からということで、ずっと続くということではなしに、今の問題が終息すれば、また今までどおりの対応に戻せたらとは思いますがけれども。

委員長 もちろんそうです。ここに、新型コロナウイルス感染症防止対策についてやからね、もちろん期間内ということになるかと思います。

そしたら、ただいま、町議会議員は個人の判断に任すということによろしいですね。

(異議なし)

委員長 それでは、③傍聴者の感染症防止対策について、皆さんのご意見をお聞きします。 木澤委員。

木澤委員 現在、傍聴者に対して、先ほどからマスクのこと議論になってますけども、マスクの着用をお願いしている状況なんではないでしょうか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 咳エチケットの対応をお願いしております。咳エチケットについては、例えば咳をハンカチで抑えるとか、手ではなく腕で抑えるとか、あとマスクでございますので、そういったご対応をお願いしたいということをお願いしている状況でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 そういう形でエチケットとしてお願いするというので、例えばマスクが

ないと入場できないというような、そういう別にルールづくりとかは必要ないかなと思います。

委員長

他にございませんか。

傍聴者に先ほど事務局から説明がありましたように、2枚目ですね、皆様に以下のご協力をお願いしますということで、これは貼り出しているんですね。もうすでに。佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

はい。

委員長

これ以外はもう別に傍聴者に対して何々してくれとか、そういうふうなお願いはしなくてよいということですかね。もう傍聴者各個人の判断にお任せするという事によろしいですか。木澤委員。

木澤委員

今だいたい、朝検温されて37.5度以上あったら自粛していただくとか、あと議場の中に入ってマスクをせんとコンコンコンコンされているような方がいらっしゃったら議長からちょっと注意していただくという形で、事前に何か規制するっていうことは特に必要ないかなと思います。

委員長

ただいま木澤委員のほうから意見が出ましたが、そのような対応でよろしいですか。

(異議なし)

委員長

では、そのようにさせていただきます。

ただいま、理事者のほうにご出席いただいて、議会運営委員会で説明はしていただきましたけれども、改めて全員協議会で説明していただく必要があるのかどうかについて、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

木澤委員。

木澤委員

一定、後に委員長報告もしていただければと思いますので、その中で説明と

いう形になると思いますので、それでいいのかなと思います。

委員長 全員協議会のときに私から委員長報告させていただくと、それで対応しますんで、理事者の説明はもうよいということによろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、全員協議会での説明はないということで確認をいたしました。これをもって、1. 協議事項、(1) 議場等の新型コロナウイルス感染症防止対策については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今、コロナウイルスの感染対策防止の観点からの対応が必要かなというふうに私思ってます、特に、この間気になっていたのが、総務委員会と今後予算委員会も開かれますけども、理事者の出席の人数がかなり多くて、席がかなり詰まった状態になっていますんで、今回こうした感染防止の観点から理事者についてはできるだけもう最小限の出席で対応していただくように、私いま総務常任委員長させていただいているのと、先ほど正式ではないんですけども、予算委員さんにご相談して、また委員長させていただくということで了承いただきましたんで、また予算委員長としても理事者にそういう形で要請していきたいなというふうに考えてるところです。議運の委員の皆さんが、もし何かご意見ございましたら、お聞かせいただきたいなと思います。

委員長 ただいま木澤委員から、特に予算審査特別委員会と総務常任委員会では、職員さん、理事者側の職員さんの数が、出席者の数が多いので、感染症予防の観点からは少なくしてもよいのではというご意見を賜りましたが、他の委員さんのご意見はどうですか。

これはもう委員長、副委員長の判断に任すということはどうですやろ。議運でどうのこうの言うべき問題ではなく、各委員会の委員長、副委員長の判断にお任せするということがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それではそのようにさせていただきます。 木澤委員よろしいですか。

木澤委員 委員長おっしゃっていただいたように、また予算の副委員長、予算委員さんとも相談させていただく中で、委員長の裁量の範囲で、ということで対応させていただきます。

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。他にございませんか。

(な し)

委員長 議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。
なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。
お疲れ様でございました。

(午前9時21分 閉会)